

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生
- ・地方卸売市場長崎魚市場施設使用料の徴収事務の委託
- ・特定漁港漁場整備事業計画の公表
- ・保安林の指定の解除の予定

○長崎県財務規則第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものの一部改正

所管課（室）名

漁 業 振 興 課
水産加工流通課
漁 港 漁 場 課
林 政 課

会 計 課

◎ 公 告

- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見
- ・土地改良区の役員の就退任
- ・土地改良区の定款変更の認可

経 営 支 援 課
農 村 整 備 課
〃

◎ 正 誤

- ・令和6年5月10日付け長崎県公報第11313号中

農 村 整 備 課

告 示

長崎県告示第318号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年5月24日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

石田町加入区

長崎県告示第319号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和6年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県長崎市京泊3丁目3番1号
一般社団法人 長崎魚市場協会
- 3 委託事務の内容

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和 2 年長崎県条例第25号）別表に定める使用料（通過物使用料及び受託物使用料を除く。）の徴収

4 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

長崎県告示第320号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第17条第 1 項の規定に基づき、次のとおり館浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

令和 6 年 5 月 24 日

長崎県知事 大石 賢吾

（「次のとおり」は省略し、館浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を長崎県水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第321号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和 6 年 5 月 24 日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所
対馬市豊玉町唐洲字唐洲69の 2、69の 3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

長崎県告示第322号

長崎県財務規則第30条第 4 項に規定する現金領収証書に代えて交付するもの（昭和40年長崎県告示第407号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 5 月 24 日から適用する。

令和 6 年 5 月 24 日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第30条第 4 項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年 6 月 1 日から施行する。		長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第30条第 4 項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年 6 月 1 日から施行する。	
収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの	収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの
1 及び 2 ～35	略	1 及び 2 ～35	略
36 長崎県窯業技術センター条例（平成 3 年長崎県条例第41号）別表第 1 に規定する使用料及び別表第 2 に規定する手数料（指定納付受託者により納付されるものを除く。）	別表第30の領収証		

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐世保藤原町複合商業施設
長崎県佐世保市藤原町352番地 6 ほか
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 宮島 大典
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から 1 月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁 1 階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、川内土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和 6 年 5 月 24 日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
川 内 信 幸	島原市有明町大三東戊5022番地 4	川 内 信 幸	島原市有明町大三東戊5022番地 4
吉 田 純 弘	島原市有明町大三東戊5022番地	吉 田 純 弘	島原市有明町大三東戊5022番地
前 田 時 則	島原市有明町大三東戊3537・3539合併 番地第 2	前 田 時 則	島原市有明町大三東戊3537・3539合併 番地第 2
吉 田 正 則	島原市有明町大三東戊4996番地 2	吉 田 正 則	島原市有明町大三東戊4996番地 2
前 田 理 男	島原市有明町大三東戊3101番地	前 田 理 男	島原市有明町大三東戊3101番地
林 耕 平	島原市有明町大三東丁2212番地 1	林 耕 平	島原市有明町大三東丁2212番地 1
森 浩 則	島原市有明町大三東戊3522番地	森 浩 則	島原市有明町大三東戊3522番地
橋 本 和 美	島原市有明町大三東戊2817番地	橋 本 和 美	島原市有明町大三東戊2817番地

前 田 教 行	島原市有明町大三東戊2910番地	前 田 太 八	島原市有明町大三東戊2910番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
酒 井 秀	島原市有明町大三東戊3533番地 3	酒 井 秀	島原市有明町大三東戊3533番地 3
宮 本 政 光	島原市有明町湯江乙1677番地 3	宮 本 政 光	島原市有明町湯江乙1677番地 3

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和6年3月17日総会議決）を認可した。

令和6年5月24日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 川内土地改良区
認可年月日 令和6年5月16日

電話代表
直通表
(八二四)
二一一
二一一
四一

正 誤

令和6年5月10日付け長崎県公報第11313号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
723	12	監 事	理 事

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
弥ト